

重要事項説明書 (通所介護・総合事業サービス)

あなたに対する通所介護・介護予防通所介護・総合事業サービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 法人概要

法人名称	株式会社オン・ザ・プラネット
主たる法人の所在	東京都町田市南成瀬1-2-2-301
法人種別	営利法人
代表者名	坂本 康浩
設立年月日	2009年2月2日
電話番号	042-732-3735
ホームページアドレス	http://www.o-t-p.co.jp/rehaterrace/index.html http://www.o-t-p.co.jp/

2. ご利用事業所

ご利用事業所の名称	リハテラス鶴間
指定番号	東京都知事指定第号 1373204583
所在地	東京都町田市南町田2丁目15番31号ジャストラックス2番館
開設年月日	2013年4月1日
電話番号	042-706-8222
管理者の氏名	五十嵐 崇朗
サービス提供地域	町田市（南町田、鶴間、金森、金森東、小川、南つくし野、つくし野、成瀬が丘、成瀬、南成瀬、西成瀬、成瀬台、高ヶ坂、南大谷） 相模原市南区（上鶴間、上鶴間本町、相模大野、南台、相南、豊町） 大和市（下鶴間、つきみ野） 横浜市（瀬谷区五貫目町）
実施しているその他の事業	訪問看護

3. ご利用事業所の設備概要

建物の構造	鉄骨造・屋根折板 ・外壁ALC
延べ床面積	335.62㎡
利用定員	通所介護と総合事業サービスを合わせて次の通りとする。 1単位目：49名 2単位目：49名
設備	機能訓練室、相談室、静養室、防火設備、トイレ

4. 事業の目的と運営方針

事業の目的	通所介護・総合事業における運動機器利用による機能訓練
運営の方針	短時間で効果的な運動を提供することで、自由快適な生活を応援する

5. ご利用事業所の職員体制

ご利用事業所の従業者の職種	員数	勤務の体制
管理者	1人	常勤1名 昼勤（午前8時30分～午後17時45分）
生活相談員	1人	常勤1名 昼勤（午前8時30分～午後17時45分）
看護師	3人	常勤2名 昼勤（午前8時30分～午後17時45分）
介護職員	8人	常勤8名 昼勤（午前8時30分～午後17時45分）
機能訓練指導員	3人	常勤3名 昼勤（午前8時30分～午後17時45分）

6. 営業時間

営業日	月曜日～金曜日
営業時間	8時30分～17時45分
サービス提供時間	1単位目：9時00分～12時05分 2単位目：14時00分～17時05分

7. 提供するサービス内容

一人ひとりに合わせたトレーニングメニューを作成し、運動機器を利用した機能訓練指導、補助

8. 利用料

- (1) 介護保険の適用を受けるサービス（負担割合証に記載されている割合が自己負担）
- (2) 介護保険の適用を受けないサービス（全額自己負担）
- (3) その他の費用 なし

(1) 介護保険の適用を受けるサービス

- ① 通所介護サービス
- ② 総合事業サービス

②は月額制ですが、以下の場合は日割計算を行います。

- ア 要介護から要支援に変更となった場合
- イ 要支援から要介護に変更となった場合
- ウ 同一保険者管内での転居等によって事業所を変更となった場合

(2) 介護保険の適用を受けないサービス

- ① 介護保険の支給限度額を超えるサービス
利用料は利用者の全額自己負担となります。

(3) その他の費用

- ① トレーニングパンツ 実費
② パッド 実費
③ 行事代等 実費

(4) キャンセル料

なし

(5) 支払方法

口座振替（1回目の口座振替が始まるまでは集金とさせていただきます。）
※場合によって集金になることがあります。

9. 苦情申立窓口

ご利用者ご相談窓口	ご利用時間	平日	午前9時～午後5時
	ご利用方法	電話	042-706-8222
		住所	東京都町田市南町田二丁目16-2 町田店舗1号1F・2F
町田市いきいき生活部 介護保険課	ご利用時間	平日	午前8時30分～午後5時15分
	ご利用方法	電話	042-722-3111
		住所	東京都町田市森野2-2-22
国民健康保険団体 連合会 相談窓口	ご利用時間	平日	午前9時～午後5時
	ご利用方法	電話	03-6238-0177
日本弁護士会 高齢者障害者のための 電話相談	ご利用時間	月～金曜日	午後1時～午後4時
		火曜日	午前10時～午後12時
	ご利用方法	電話	03-3581-9110

10. 損害賠償保険への加入

当事業所は、以下の損害賠償保険に加入しています。利用者様に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。但し、当事業所に故意過失がなかった場合はこの限りではありません。

・加入保険会社名

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

西暦2016年 3 月 1 日

11. 研修

従事者の質的向上を図る為、研修の機会を次の通り設けるものとし、業務体制を整備します。

- ①採用時研修 採用後2か月以内
②継続研修 年2回以上実施

1 2. 秘密保持

事業者は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。また、従事者であった者に業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する為、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容に明記する。

1 3. 虐待防止に関する事項

- 1 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く
- 2 事業者は、サービス提供中に当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報する。

1 4. 感染症に関する事項

- 1 事業所は、感染症の予防及び蔓延防止のため、次の各号に掲げる措置を講じるものとします。
 - (1) 感染症の予防及び蔓延防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対して感染症の予防及び蔓延防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

1 5. 緊急時の対応方法

サービス提供中に利用者様の病状等に急変、その他事故等の緊急事態が生じたときは、速やかに利用者様のご家族・主治医・介護支援専門員・市町村に連絡する等の措置を講じます。

利用者の主治医	氏名	
	所属医療機関の名称	
	所在地	
	電話番号	
緊急連絡先	氏名	
	住所	
	電話番号	
	昼間の連絡先	
	夜間の連絡先	

1 4. 非常災害対策

事業所は、非常災害に備える為、消防計画を作成し避難訓練などを次の通り行うとともに必要な設備を整える。

防火責任者	管理者
消火訓練	年 2 回
避難訓練	年 2 回
通報訓練	年 2 回

- (乙) 当事業者は、
甲1に対する通所介護・総合事業サービスの提供開始に当たり、 甲1
甲2に
対してサービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、サービス内容及び重
要事項を説明しました。

西暦2025年 月 日

(乙) サービス事業者
主たる事務所所在地 東京都町田市南町田2丁目15番31号
ジャストラックS二番館
名 称 リハテラス鶴間
説明者 氏 名 五十嵐 崇朗 印

- (甲) 私は、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、甲からサービス内容及び
重要事項の説明を受け、内容に同意し、交付を受けました。

西暦20 年 月 日

(甲1) 利用者 住 所

氏 名

(甲2) 利用者の家族 住 所

氏 名

本人との関係